

第7 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

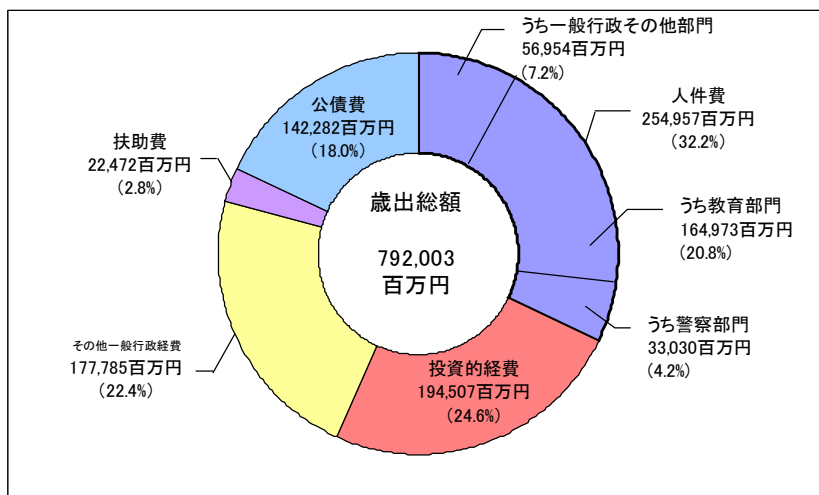
区分	住民基本台帳	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 18年度の 人件費率
	人口(19年度末)	A		B	B/A	
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,739,075	792,003,010	3,259,831	254,956,678	32.2	31.1

(注) 1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。

2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支弁分を含む。）の割合を平成19年度普通会計決算で示したものである。

3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費、職員互助会補助金等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）



(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

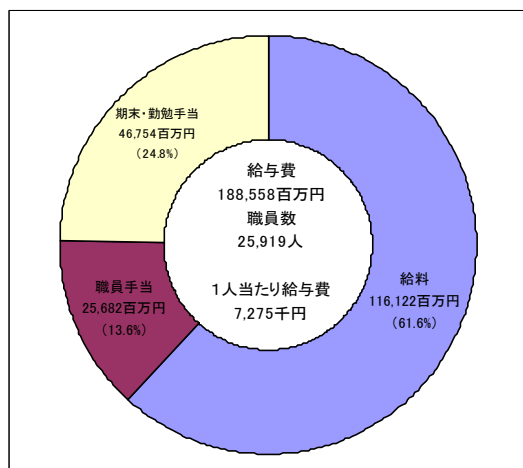
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	25,919	116,122,101	25,682,389	46,753,920	188,558,410	7,275

(参考)都道府 県一人当たり 給与費
千円 7,563

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

職員給与費の状況（普通会計決算）

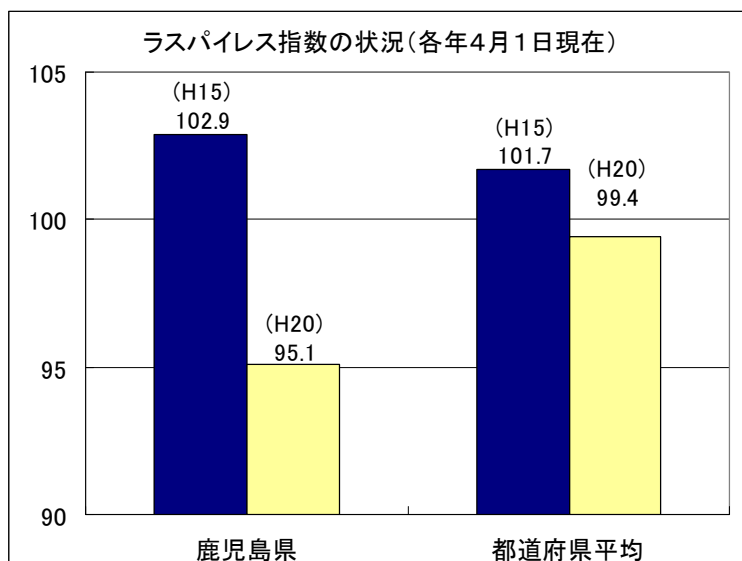


(3) 特記事項

平成 20 年度は、知事は 25 %，副知事等は 15 %，県議会議員は 15 ～ 10 %，管理職は 10 ～ 8 %，一般職員は 6 ～ 5 %，それぞれ報酬・給料月額が減額されて支給されています。また，管理職手当についても 15 ～ 10 %の減額を行っています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

県職員の給与水準は，一般行政職の場合，平成 20 年 4 月 1 日現在で国家公務員の給与水準を 100 とした場合，95.1 となっており，47 都道府県のうち，水準の高い方から 44 番目となっています。



(注) ラスパイレス指数とは，国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(参考) 地域手当補正後ラスパイレス指数 95.1
(H 20 年 4 月 1 日現在)

(注) H 20 . 4 . 1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは，地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため，地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A - B 円	勧告 (改定率) %		
20年度	393,650	393,472	178 (0.05%)	0	0	0

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の支 給月数 B 月	較差 A - B 月	勧告 (改定月数) 月		
20年度	4.44	4.45	0.01	0	4.45	4.50

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿児島県	43.7 歳	333,700 円	405,258 円	371,092 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
都道府県平均	43.7 歳	348,999 円	431,898 円	391,069 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 国ベース	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
鹿児島県	46.6 歳	650 人	325,300 円	383,412 円	359,513 円	—	—	—	—
うち運転技師	48.3 歳	200 人	333,800 円	396,280 円	373,581 円	自家用乗用 自動車運転者	52.3 歳	236,000 円	1.68
うち道路整備員	48.2 歳	132 人	334,300 円	393,883 円	377,717 円	—	—	—	—
うち技術補佐員	46.1 歳	126 人	327,400 円	382,987 円	360,477 円	—	—	—	—
うち用務員 (学校等)	43.9 歳	55 人	307,500 円	371,440 円	340,955 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.64
うち介助員 (特別支援学校)	43.5 歳	46 人	301,000 円	350,500 円	322,930 円	—	—	—	—
うち電話交換手	46.8 歳	41 人	326,700 円	364,878 円	341,402 円	—	—	—	—
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円	—	—	—	—
都道府県平均	48.4 歳	520 人	335,603 円	390,255 円	368,137 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	(C)	民間 (D)	C/D
鹿児島県	— 円	— 円	—
うち運転技師	6,422,060 円	3,620,400 円	1.77
うち道路整備員	— 円	— 円	—
うち技術補佐員	— 円	— 円	—
うち用務員 (学校等)	5,973,680 円	3,227,400 円	1.85
うち電話交換手	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17～19年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿 児 島 県	42.1 歳	356,500 円	416,647 円
都道府県平均	44.6 歳	396,784 円	465,679 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿 児 島 県	40.8 歳	354,000 円	417,701 円
都道府県平均	43.9 歳	384,425 円	447,206 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿 児 島 県	41.9 歳	331,000 円	446,982 円	365,333 円
国	41.7 歳	327,391 円	—	377,402 円
都道府県平均	40.3 歳	338,245 円	483,553 円	383,901 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である（減額措置後）。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	163,590 円	172,200 円
	高校卒	133,095 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	139,365 円	—
	中学卒	122,740 円	—
高等学校 教育職	大学卒	183,160 円	—
	短大卒	157,985 円	—
小・中学校 教育職	大学卒	183,160 円	—
	短大卒	160,170 円	—
警察職	大学卒	178,125 円	187,500 円
	高校卒	150,195 円	158,100 円

- (注) 1 この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである（減額措置後）
 2 高等学校教職員及び小中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない。（以下同じ）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	247,639 円	305,914 円	355,240 円
	高校卒	210,309 円	257,654 円	315,036 円
技能労務職	高校卒	—	244,259 円	276,219 円
	中学卒	—	216,220 円	250,308 円
高等学校 教育職	大学卒	298,281 円	357,028 円	390,450 円
	短大卒	268,317 円	318,255 円	361,946 円
小・中学校 教育職	大学卒	295,560 円	359,037 円	388,343 円
	短大卒	264,468 円	329,472 円	376,622 円
警察職	大学卒	267,953 円	313,824 円	363,917 円
	高校卒	231,658 円	277,770 円	332,872 円

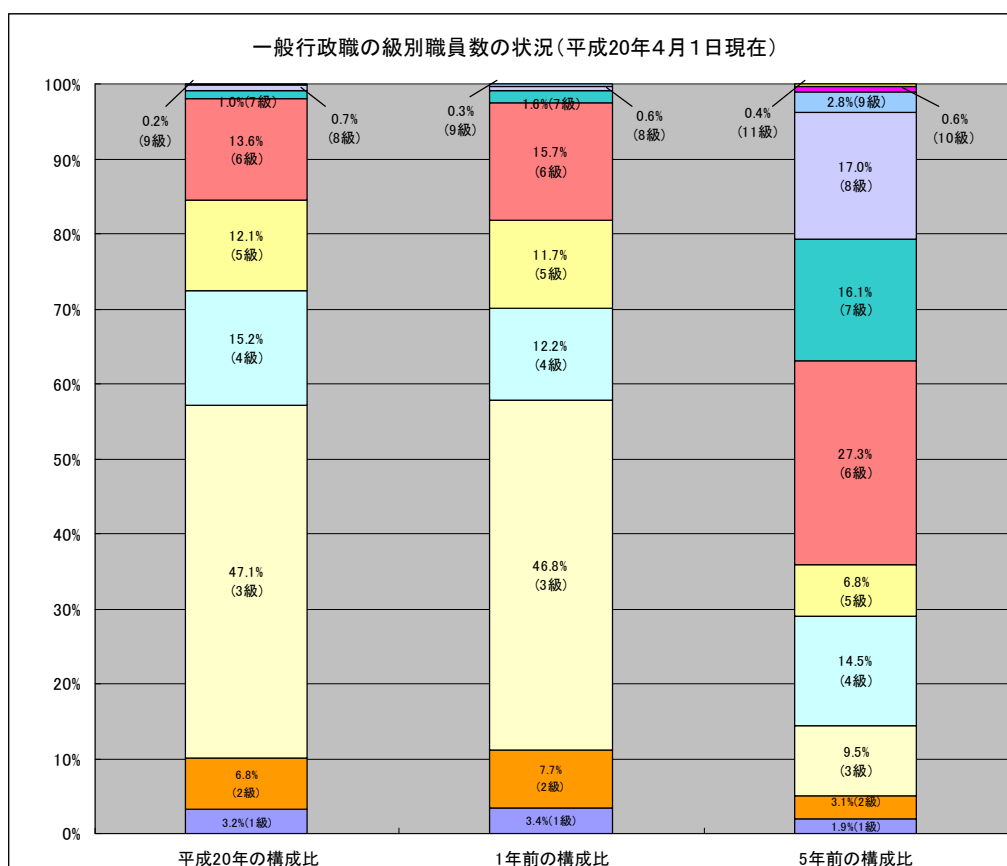
- (注) 技能労務職の経験年数 10 年については該当職員なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	14人	0.2%
8級	部長・次長	38人	0.7%
7級	次長・課長	60人	1.0%
6級	課長・課長補佐	793人	13.6%
5級	課長補佐	705人	12.1%
4級	課長補佐・係長	882人	15.2%
3級	主査・技術主査・主任・技術主任	2,736人	47.1%
2級	主任・技術主任・主事・技師	397人	6.8%
1級	主事・技師	188人	3.2%
		5,813人	100%

(注) 1 この表は、鹿児島県の給与条例に基づく給料表の旧区分による職員数を示したものである。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)

平成18年度

の給与構造改革において給料表の見直しを行い、(旧)1級及び2級を現行の1級に、(旧)4級及び5級を現行の3級にそれぞれ

れ統合し、(旧)11

級制が9級制となった。

(2)昇給への勤務成績の反映状況

① 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員について勤務成績の評定を実施。

② 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が「良好」とされた職員の昇給号給数を4号給（＝標準）とし、勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については、昇給の抑制等を実施。

なお、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については、当分の間、「良好」とされた職員と同様の昇給を実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県		国	
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,761 千円		—	
（平成19年度支給割合）			
期末手当 2.95 月分 (1.55)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10 %		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10 %	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

① 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員について勤務成績の評定を実施
② 勤勉手当への勤務実績の反映方法 勤務成績が「良好」とされた職員の成績率を0.71（＝標準）とし、勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については、成績率の抑制を実施。 なお、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については、当分の間、「良好」とされた職員と同様の成績率を適用。

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

鹿 児 島 県		国	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	同左 （ただし、定年前早期退職特例措置は2%～20%加算）
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～30%加算）		
平成19年度全職種	（自己都合）	（勸奨・定年）	—
1人当たり平均支給額	1,404 千円	28,561 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

(3) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		60,032 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （平成19年度決算）		800,000 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	37人	16%	16%
大阪市	9人	13%	13%
福岡市	6人	9%	9%
長崎市	1人	3%	3%
岐阜市・太宰府市	2人	3%	3%
医師	27人	13%	13%
平均支給率		12.9%	12.9%

（注）1 平成18年度の給与改定において、調整手当を廃止し、地域手当を新設した。（支給対象者等の支給要件は概ね従来どおりである。）
地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。
2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
福岡市	10%	10%
長崎市	3%	3%
岐阜市、太宰府市	3%	3%
医師	15%	15%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

支給実績（19 年度決算）		863,698 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（19 年度決算）		100,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（19 年度）		33.0 %	
手当の種類（手当数）		5 0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
< 知事部局 >			
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	月額 23,000 円 ～ 29,000 円 日額 750 円
防疫等作業手当	① 保健所等に勤務する職員 ② 保健所等に勤務する臨床検査技師等	① 感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ② 病理細菌検査等業務	① 日額 290 円 ② 月額 8,000 円
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	日額 290 円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	日額 250 円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	日額 400 円～ 700 円
福祉手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	月額 12,800 円
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	日額 250 円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	日額 290 円
精神保健業務手当	保健所に勤務する保健師等	在宅精神障害者の訪問指導等	日額 290 円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	日額 600 円
職業訓練指導手当	高等技術専門校，障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練の指導業務	給料月額の 10/100
火薬類等取締手当	危機管理局危機管理防災課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	日額 250 円
農業実習指導手当	農業開発総合センターに勤務する職員	農業経営の実習指導事務	給料月額の 10/100
夜間看護等手当	整枝園に勤務する助産師，看護師，准看護師	正規の勤務時間による勤務として深夜（午後 10 時～翌日の午前 5 時）を含む夜間の勤務	1 回 2,000 円 ～ 3,300 円
土木現場等作業手当	林務水産部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	日額 220 円 ～ 400 円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	日額 720 円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	1 時間 1,900 円
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	日額 (昼) 1,000 円 (夜) 1,500 円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	月額 9,000 円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	日額 250 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	1時間 310円 ～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課、水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し、漁業取締り等の業務に従事	日額 300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	日額 300円
災害応急作業等手当	林務水産部、土木部等に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生する恐れのある現場において行う巡回監視	日額 350円 ～1,060円
家畜直腸検査等手当	農業開発総合センター、家畜保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	日額 250円
<教育委員会>			
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	小・中学校の複式の学級における授業、指導に従事	日額 複式 290円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭等で、教育職給料表(二)又は(三)の1級又は2級の者	① 非常災害時等緊急業務 ② 修学旅行等引率業務 ③ 対外運動競技等への引率業務 ④ 部活動指導業務	日額 ① 1,500円 ～3,200円 (特に甚大な被害の場合は、 6,400円) ② 1,700円 ③ 1,700円 ④ 1,200円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、支給規則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	日額 200円
夜間管理手当	農業、工業又は水産に関する学科を有する高等学校において当該教科を担当する教頭又は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	1夜につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育職員(通信教育課程本務者を除く)	面接指導	1時間 2,110円
乗船実習指導手当	水産に関する学科を置く高等学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校職員	漁ろう実習	1航海 (売払代金-手数料)× 0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
<警察本部>			
犯罪予防等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する①警視以下の警察官（管理職員を除く）及び②少年補導職員	① 犯罪の予防若しくは捜査，被疑者の逮捕等の作業 ② 少年の補導作業	日額 ① 560 円 ② 320 円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識作業	日額 280 円 ～ 560 円
看守・護送作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置施設に留置された者の護送の作業	日額 240 円
交通捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査，交通取締り	日額 310 円 ～ 1,260 円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	日額 280 円
航空機操縦作業手当	生活安全部地域課に勤務する職員のうち， ① 操縦士の資格を有する警察官 ② ①以外の警察官	航空機の操縦・航空隊の管理作業 ③危険作業加算 著しく危険を伴う作業	月額 ① 127,500 円 ② 63,000 円 ③時間 670 円
航空機整備作業手当	生活安全部地域課に勤務する職員のうち， ① 整備士の資格を有する職員 ② ①以外の職員	航空機及び航空機保守機材の整備作業	月額 ① 28,100 円 ② 17,000 円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	検視，死体解剖の立会い等死体の処理作業	一体 1,600 円 ～ 3,200 円
夜間特殊業務作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務としての夜間（午後 10 時～翌日午前 5 時）の業務	1 回 410 円 ～ 980 円
危険物取扱等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	① 火薬類取締法等による立入検査等作業 ② 爆発物の遮へい等の処理作業 ③ 特殊危険物処理作業 ④ 特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ ハブ捕獲等作業	① 1 日 250 円 ② 1 件 4,600 円 ③ 1 日 2,600 円 ④ 1 日 250 円 ⑤ 1 件 800 円
緊急呼出作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて，夜間（午後 9 時～翌日午前 5 時）を含む時間での作業に従事	1 回 1,240 円
航空機搭乗作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ① 整備士の資格を有する職員 ② ①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業 ③危険加算（①の職員） 著しく危険を伴う作業 ④危険加算（②の職員） 著しく危険を伴う作業	1 時間 ① 2,200 円 ② 1,900 円 ③ 550 円 ④ 440 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
潜水作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	1時間 310円 ～1,500円
災害応急作業等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業	日額 420円 ～1,680円
側近警衛等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	① 天皇・皇后・皇太子・皇太子妃の側近警衛 ② その他の皇族の側近警衛・警護対象者の警護	日額 ① 1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収集作業	日額 800円
銃器犯罪捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕等	日額 600円 ～1,200円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	3,130,792千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	120千円
支給実績（18年度決算）	3,246,380千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	123千円

(6) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（51,400円～137,700円）	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,618,878 千円	634,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（39,700円～72,800円）				
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師等の場合 支給限度額：月額306,900円	同		104,669 千円	2,552,000 円
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円				
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		4,150,720 千円	273,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。 ①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額 ②自宅に居住する職員 月額3,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額（月額1,500円）	同 異	他府県の措置状況に準じ、国の支給額2,500円（最長5年間）を上回る額を支給	2,782,296 千円	170,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給 ①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合） ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同 異 同	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円（60km以上）を上回る額を支給	2,903,135 千円	159,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		593,249 千円	391,000 円
特地勤務手当	離島等の生活不慣れた地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異 異	給料等の算出方法が異なる 給料等の算出方法等が異なる		
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不慣れた地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。 (小・中学校) 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)			4,176,100 千円	851,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。 ・地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×12/100 ・農業開発総合センターの普及指導員、森林技術総合センターの林業普及指導員、水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×8/100			171,130 千円	484,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(25/100)	同	202,717 千円	150,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(135/100)	同	613,498 千円	460,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務(知) 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同	606,339 千円	320,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	・部長級 12,000円/回 ・次長級 10,000円/回 ・課長級 8,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同	8,185 千円	89,000 円
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	・滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) ・" 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) ・" 60日を超える期間 3,970円(5,140円) ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 ()はその他の施設に宿泊する場合。		0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ5,000円～20,200円を支給		2,564,528 千円	171,000 円
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円		16,640 千円	319,000 円
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円		150,005 千円	309,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	982,500 円（減額前 1,310,000 円）
	副 知 事	875,500 円（減額前 1,030,000 円）
報 酬	議 長	875,500 円（減額前 1,030,000 円）
	副 議 長	809,600 円（減額前 920,000 円）
	議 員	738,000 円（減額前 820,000 円）
期 末 手 当	知 事 副 知 事 議 長 副 議 長 議 員	（平成19年度支給割合） 3.3 月分 （20%加算措置あり）
退 職 手 当	知 事	（算定方式） 1,310,000 円 × 2/3 × 勤続月数 = 41,919,999 円 （1期の手当額） （支給時期） （48月） （任期毎）
	副 知 事	1,030,000 円 × 1/2 × 勤続月数 = 24,720,000 円 （任期毎） （48月）
※ 現知事の1期目に係る退職手当については20%の減額を行った。		

(注) 1 給料及び報酬は、減額措置後の額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

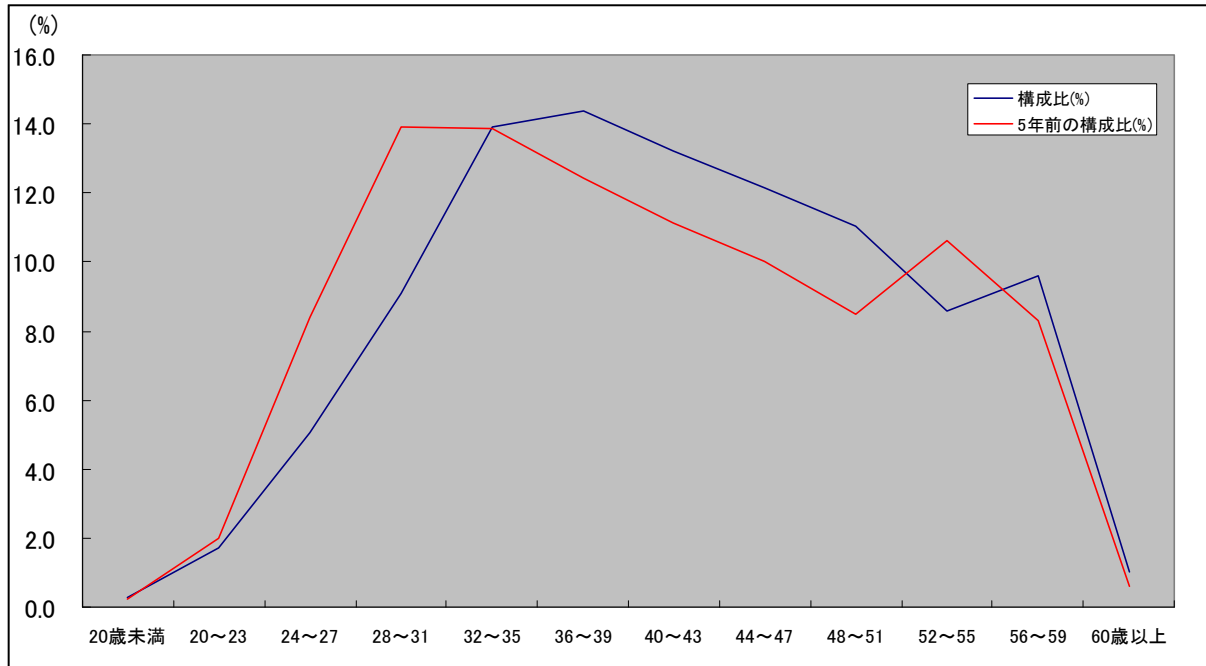
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	議 会	37	38 人	1	・事務事業の見直し等による減 ・組織改革による減
	総務企画	926	902	△ 24	
	税 務	187	184	△ 3	
	民 生	576	549	△ 27	
	衛 生	668	648	△ 20	
	労 働	103	98	△ 5	
	農林水産	1,960	1,896	△ 64	
	商 工	201	200	△ 1	
	土 木	1,270	1,188	△ 82	
	小 計	5,928	5,703	△ 225	
特 別 行 政 部 門	教 育	16,676	16,437	△ 239	(教育) 児童、生徒数の減による定数減等 (警察) 警察官の政令定数増等
	警 察	3,346	3,358	12	
	小 計	20,022	19,795	△ 227	
公 営 会 計 部 門 等	病 院	938	945	7	看護師・助産師の欠員補充等
	そ の 他	3	3	0	
	小 計	941	948	7	
総 合 計		26,891 (29,541)	26,446 (29,330)	△ 445 (△ 211)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 () 内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	70	456	1,337	2,409	3,674	3,805	3,499	3,209	2,921	2,265	2,535	266	26,446

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
27,734 人	26,000 人	1,730 人	6.2 %

※ 警察部門及び公営企業部門については、平成22年4月1日現在の職員数を、平成17年4月1日時点の職員数（公営企業部門967人、警察部門3,309人）とほぼ同数と仮定して算定したものである。

(参考) 集中改革プランにおける定員の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月2日	平成22年4月1日	1,730人を縮減

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

区 分 部 門		17年	18年	19年	20年	17年～20年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	6,305	6,120	5,928	5,703	—	5,670
	増 減		▲ 185	▲ 192	▲ 225	▲ 602 (95.6%)	▲ 630
教 育	職員数	17,153	16,912	16,676	16,437	—	16,050
	増 減		▲ 241	▲ 236	▲ 239	▲ 716 (65.1%)	▲ 1,100
警 察	職員数	3,309	3,248	3,346	3,358	—	—
	増 減		▲ 61	98	12	49	(※ 5)
公営企業	職員数	967	930	941	948	—	—
	増 減		▲ 37	11	7	▲ 19	(※ 6)
計	職員数	27,734	27,210	26,891	26,446	—	26,000
	増 減		▲ 524	▲ 319	▲ 445	▲ 1,288 (74.5%)	▲ 1,730

※1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

※2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては、計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

※4 H22.4.1現在の職員数(16,050人)は概数であることから、H17.4.1時点の職員数(17,153人)から縮減数(1,100人)を差し引いた数値とは一致しない

※5 警察部門の職員数については、その90パーセント近くを占める警察官の定数を、国が警察法施行令により定めていることから、国の動向を踏まえ、適宜見直しを行う。

※6 公営企業部門の職員967人のうち、工業用水道事業の3人を除く964人が病院事業の職員であり、今後、「県立病院事業改革基本方針」に基づき病院事業改革に取り組む中で、職員数の縮減についても検討する。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に 占める職員給与費比率
19年度	千円 201,043	千円 51,639	千円 27,183	% 13.5	% 14.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 5	千円 18,502	千円 1,623	千円 7,058	千円 27,183	千円 5,436	千円 7,182

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

一般行政職の職員と同様、平成20年度は、一般職員は給料月額が6～5%減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	53歳	442,338円	621,029円
団体平均	45.4歳	383,062円	599,574円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,411千円（再任用短時間職員を含む）	1,761千円	1,830千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	同	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		
1人当たり平均支給額	—	14,870千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	533千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	106千円
支給実績（18年度決算）	542千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	108千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※ 6(3)①を参照

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
—	—	—

※ 6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 6(3)②を参照

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 16,772,068	千円 194,039	千円 9,945,496	% 59.3	% 58.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 1,028	千円 4,130,209	千円 1,609,717	千円 1,669,267	千円 7,409,193	千円 7,207	千円 7,448

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

H20年度は、県立病院事業管理者は15%、管理職は10%、一般職員（医師を除く）は5～6%、管理職手当が支給されない医師は2%、それぞれ給料月額が減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	41.7歳	354,188円	600,080円
医 師	40.0歳	554,248円	1,220,670円
看 護 師	40.4歳	324,597円	528,302円
事務職員	45.6歳	356,446円	551,205円
団体平均	39.7歳	356,152円	619,023円
医 師	43.1歳	547,455円	1,263,326円
看 護 師	37.5歳	314,839円	511,039円
事務職員	43.7歳	376,602円	608,028円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。
2 県立病院局は、平成18年度に設置されている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,624千円	1,761千円	1,676千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

鹿児島県		鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.5月分	30.55月分	同
勤続25年	33.5月分	41.34月分	
勤続35年	47.5月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		—
1人当たり平均支給額	2,657千円	28,867千円	

ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給総額（平成19年度決算）	136,993千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	1,407,000円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師	25～27%	93人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師	25～27%	—

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給総額（19年度決算）	163,344千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	186,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	85.3%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	助産師、看護師、准看護師	感染症患者等の看護作業に従事	日額290円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	日額250円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	日額290円
夜間看護等手当	①助産師、看護師、准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員 ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給与の特別調整額を支給されている職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜(22:00～5:00)時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間が割り振られた日の22時から5時の時間において手術等の業務に従事	①1回 2,000～ 3,300円 ②1回 1,620円 ③1回 5,000～ 15,000円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員（医師、歯科医師である職員を除く。）のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し、当該専門性に関する業務、研究又は指導に従事	日額250円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	187,078千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	182千円
支給実績（18年度決算）	301,598千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	295千円

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		26,516 千円	884,000 円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	同		344,309 千円	2,799,000 円
初任給調整手当加算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額：月額20,000円から40,000円の範囲内	異	病院事業独自の基準により加算額を支給		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		105,963 千円	220,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。	①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同	68,969 千円	132,000 円
		②自宅に居住する職員 月額3,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額（月額1,500円）	同		
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同	84,008 千円	121,000 円
		②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合）	同		
		③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同		
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		36,307 千円	427,000 円
特勤勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	①基礎額 月額23,000円	同	203,650 千円	542,000 円
		②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		103,963 千円	186,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		87,550 千円	106,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		60,977 千円	365,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		千円	円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※ 6(3)①を参照

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
—	—	—

※ 6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 6(3)②を参照